

第5章 防災指針

1 防災指針について

(1) 基本的な考え方

近年、地球温暖化等の影響で自然災害が頻発化・激甚化し、全国各地で多大な被害が発生しており、本市においても、平成30年7月の豪雨災害では、土石流や河川の氾濫等の発生により、数多くの住宅が被害を受けたほか、幹線道路等の公共インフラの寸断が発生しました。このような自然災害に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に「防災指針」が位置付けられました。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で、必要となる都市防災に関する機能確保を図るための指針です。また、防災指針は、災害ハザード情報および都市情報から災害リスクの分析を踏まえた課題を抽出し、災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を計画的かつ具体的な取組方針を立地適正化計画に定めるものです。

本市の防災指針は、生命、財産、社会経済等を守るために、マクロ分析（市全域）およびミクロ分析（地域）を用いて、災害リスクをできるだけ回避あるいは低減されるための取組方針を定め、持続可能かつ安全・安心なまちづくりを進めます。

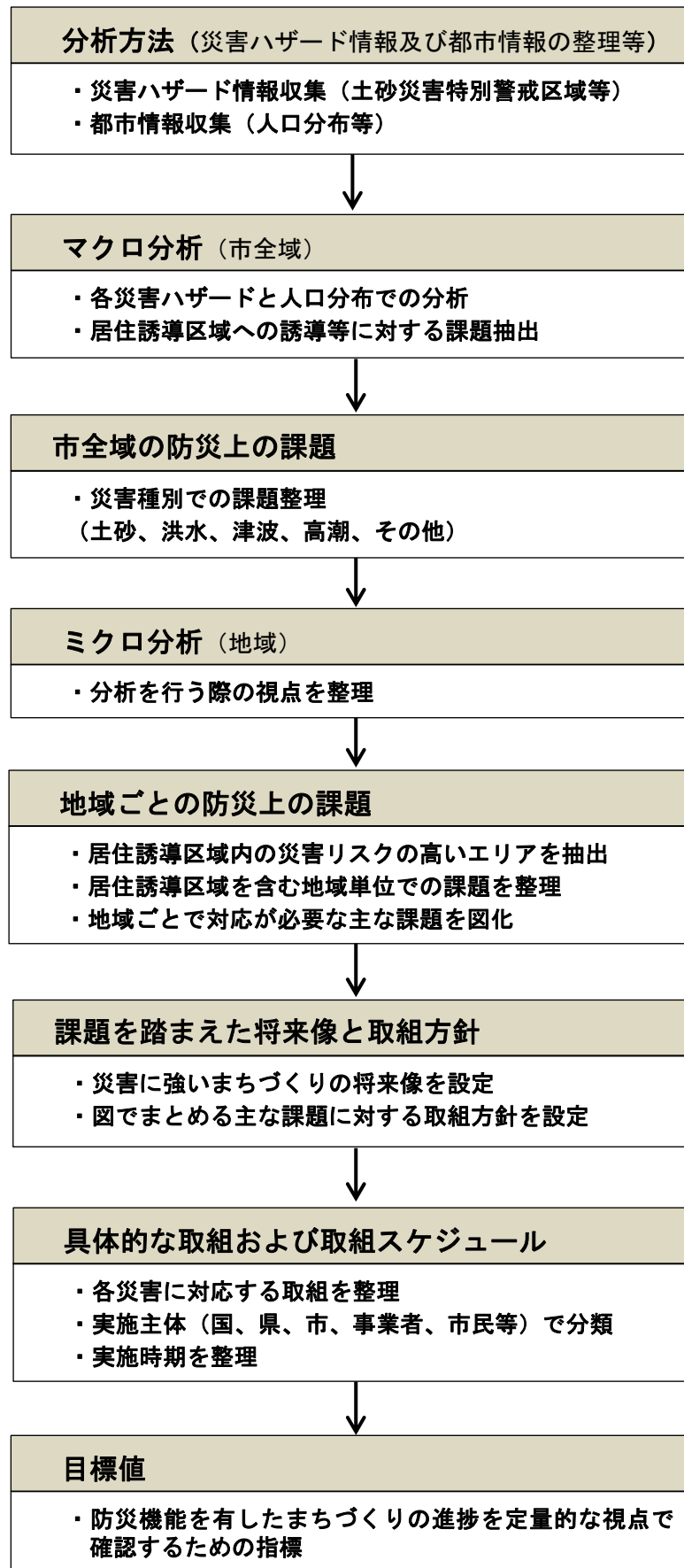
(2) 目的

防災指針は、基本的に居住誘導区域や都市機能誘導区域における防災・減災対策を位置付けることとなりますが、市全体の防災まちづくりの観点から、居住誘導区域外を含む、市全域についても併せて検討する必要があります。

そのため、防災指針で、市全域の災害リスクを把握し、災害種別の防災上における課題を抽出します。その上で、居住機能および都市機能の誘導を図る地域では、地域単位での災害リスクを把握し、地域別の防災上の課題を抽出します。そして、課題に対応した具体的な防災・減災対策の取組方針を定めるとともに、計画的に対策を進めていくために短期、中期、長期での実施時期の目標を設定し、将来的に高い防災機能を有したまちづくりを進めていくことを目的とします。

(3) 検討フロー

本市の防災指針における検討フローは以下のとおりです。



2 分析方法

(1) 災害ハザード情報の整理

災害リスク分析に用いる災害ハザード情報は、以下のとおりです。

表 災害ハザード情報

災害種別		災害ハザード情報	備考
土砂災害		土砂災害特別警戒区域	
		急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所	
		災害危険区域	本市では、急傾斜地崩壊危険区域と同範囲
		土砂災害警戒区域	
水害	洪水	洪水浸水想定区域（高頻度）	10年に1回程度の降雨規模
		洪水浸水想定区域（高頻度）	30年に1回程度の降雨規模
		洪水浸水想定区域（中高頻度）	50年に1回程度の降雨規模
		洪水浸水想定区域（計画規模＝L1）	概ね30年～100年に1回程度の降雨規模
		洪水浸水想定区域（想定最大規模＝L2）	概ね1000年に1回程度の降雨規模
		家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流：L2）	
		家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食：L2）	
	津波	津波災害警戒区域	
	高潮	高潮浸水想定区域（30年確率）	
高潮浸水想定区域（想定最大規模）			
その他		大規模盛土造成地	

(2) 都市情報の整理

災害リスク分析に用いる都市情報は、以下のとおりです。

表 都市情報

都市情報	備考
人口分布	令和3年度の住民基本台帳より算出
建物分布（構造別、階数別）	令和3年度の家屋データより算出
都市機能（医療・福祉施設）	国土数値情報等より参照
避難所分布	東広島市ハザードマップを参照
緊急輸送道路	国土数値情報等より参照
道路網（アンダーパス）	広島県 HP を参照

(3) 分析方法

分析方法としては、「(1) 災害ハザード情報」と「(2) 都市情報」を重ね合わせ、分析する視点を明確にするとともに、本市の災害リスクの見える化を行います。

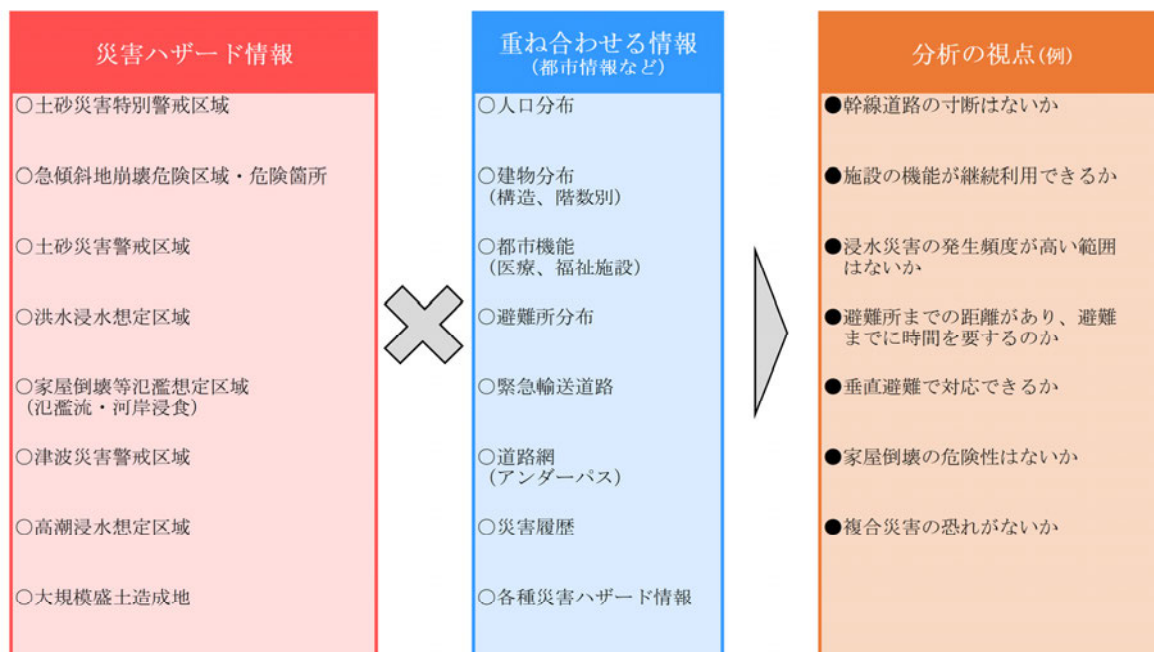
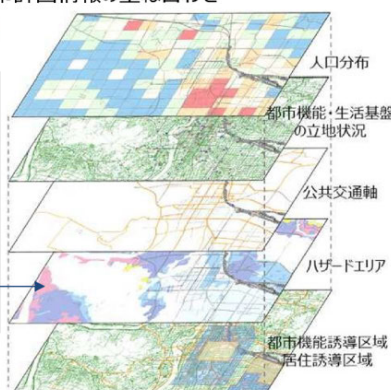


図 分析方法

■災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ

各種災害リスク情報
(洪水の場合)

- ハザードエリアの分布
- 浸水継続時間
- 家屋倒壊等崩壊危険区域
- 外力規模による違い
- ⋮



■都市の災害リスクの見える化

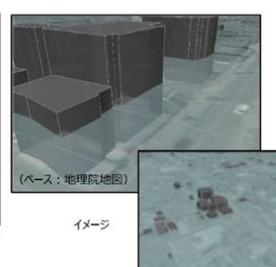
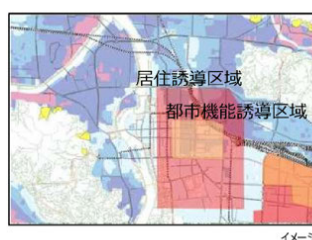


図 重ね合わせのイメージ図

[出典：国土交通省]

3 マクロ分析（市全域）

マクロ分析では、市全域を対象とし、各災害ハザード情報に都市情報（人口分布）を重ね合わせ、居住誘導区域への誘導などに対する課題を抽出します。

（１）土砂災害

土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりを発生原因として生じる被害のことで、区域としては、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の２分類に区分されています。

表 土砂災害について

現象	区域説明	イメージ図
急傾斜地の崩壊	【土砂災害警戒区域】 ○傾斜度が30度以上かつ高さが5m以上の区域 ○急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ○急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域 【土砂災害特別警戒区域】 ○急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域	
土石流	【土砂災害警戒区域】 ○土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域 【土砂災害特別警戒区域】 ○急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域	
地すべり	【土砂災害警戒区域】 ○地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域 ○地すべり区域下端から地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域 【土砂災害特別警戒区域】 ○地すべり地塊のすべりに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大で60m範囲内の区域	

市全域における土砂災害（土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所、土砂災害警戒区域）の指定状況と人口分布を重ね合わせ、災害リスクの確認を行います。

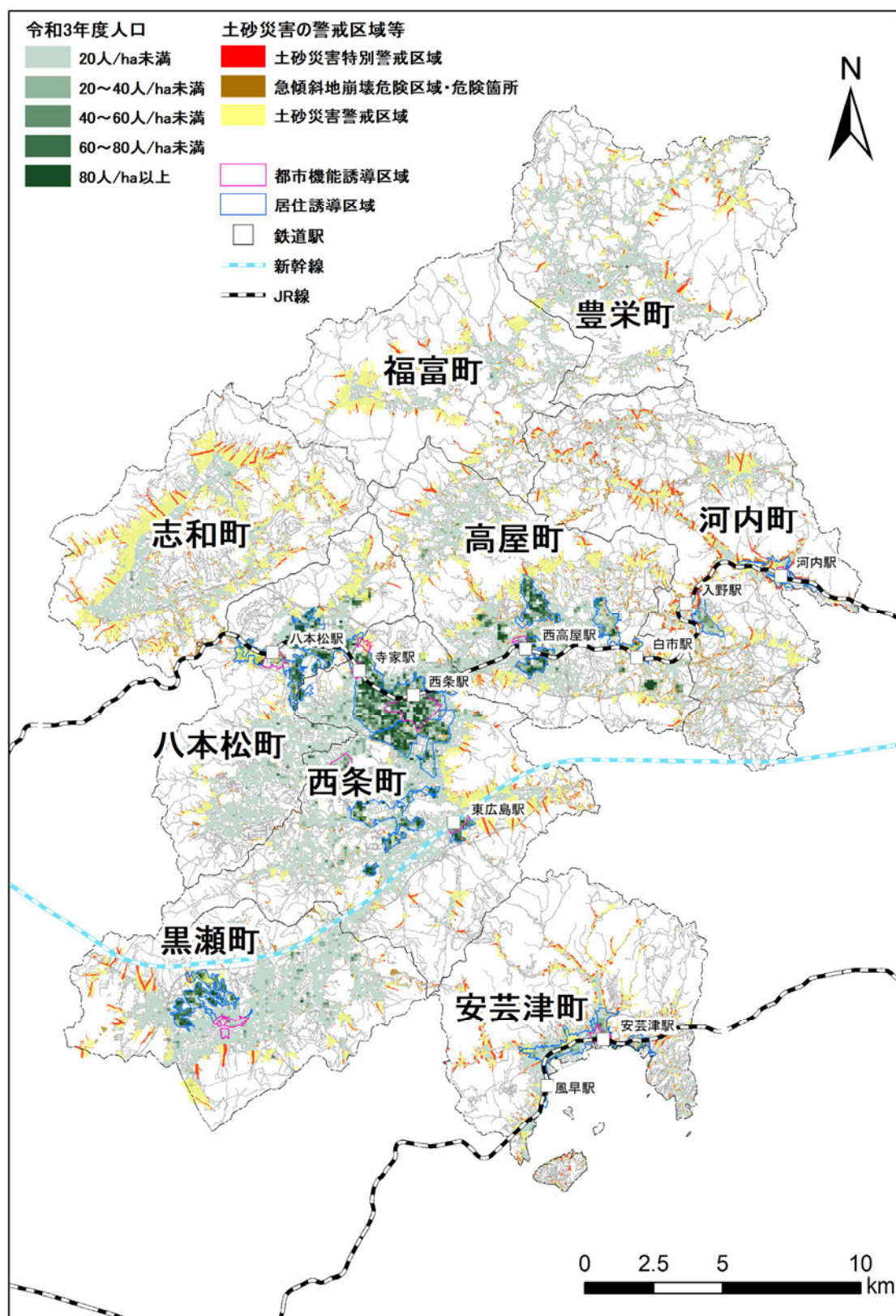


図 土砂災害×令和3年度人口

(2) 洪水（降雨規模）

洪水浸水想定区域は、対象河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のことで、想定する降雨の規模（発生確率）に応じて、浸水する範囲や程度が変化します。

本市では、高頻度（参考）の10年に1回程度の規模の降雨による浸水想定区域から想定最大規模（L2）1000年に1回程度の規模の降雨による洪水浸水想定区域についての確認を行います。

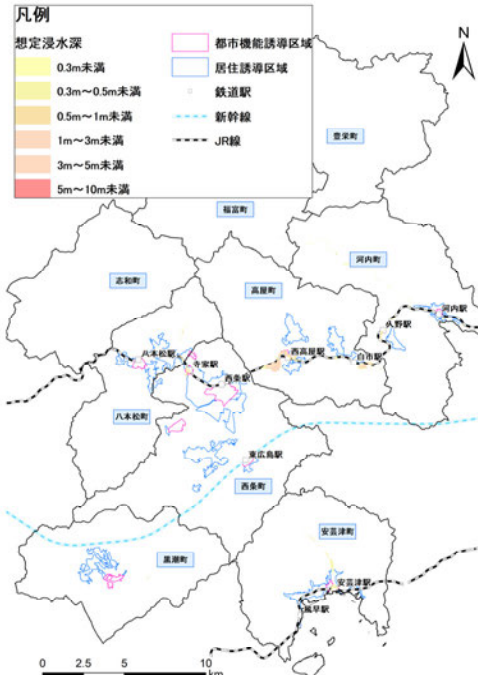
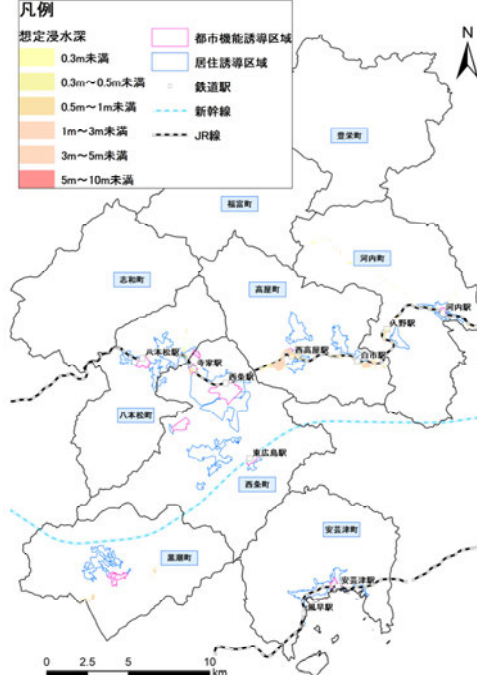
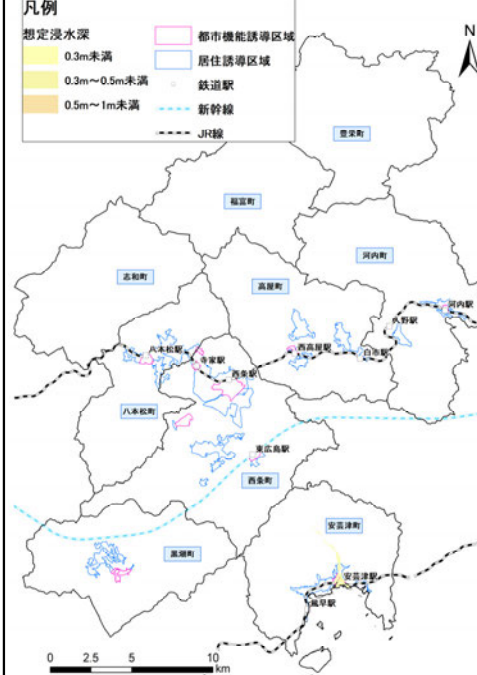
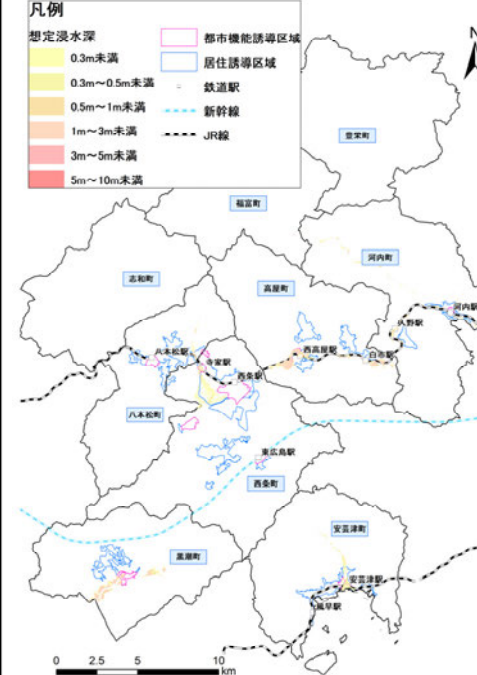
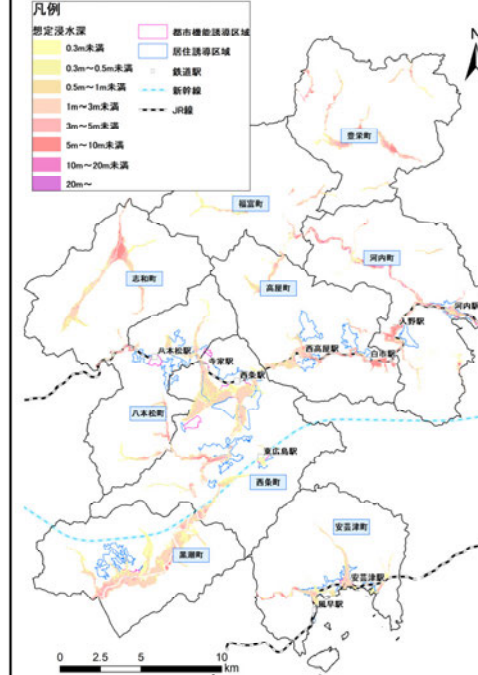
発生頻度		高																低			
洪水流量		少																多			
降雨規模		(1) 高頻度（参考）				(2) 高頻度（参考）				(3) 中高頻度（参考）				(4) 計画規模（L1）				(5) 想定最大規模（L2）			
		10年に1回程度の規模の降雨により、黒瀬川、三津大川、沼田川、入野川、棕梨川が氾濫した場合の浸水想定区域				30年に1回程度の規模の降雨により、黒瀬川、沼田川、入野川、棕梨川が氾濫した場合の浸水想定区域				50年に1回程度の規模の降雨により、三津大川が氾濫した場合の浸水想定区域				30年～100年に1回程度の規模の降雨により黒瀬川（100年）、三津大川（30年）、沼田川（100年）、入野川（100年）、棕梨川（100年）が氾濫した場合の浸水想定区域				1000年に1回程度の規模の降雨により黒瀬川、三津大川、沼田川、入野川、棕梨川ほか、全ての県管理河川が氾濫した場合の浸水想定区域			
浸水想定区域図																					
浸水区分 (単位：m)		～0.50.5～33～55～				～0.50.5～33～55～				～0.50.5～33～55～				～0.50.5～33～55～				～0.50.5～33～55～			
浸水面積 (単位：ha)	市域 (全域(63,516haに占める割合))	67.5 (0.1%)	107.9 (0.2%)	2.9 (0.005%)	0.1 (0.0002%)	58.0 (0.09%)	126.2 (0.2%)	8.1 (0.01%)	0.4 (0.0006%)	36.9 (0.06%)	27.2 (0.04%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	144.3 (0.2%)	187.9 (0.3%)	8.8 (0.01%)	0.4 (0.0006%)	1,027.9 (1.6%)	2,175.2 (3.4%)	606.6 (1.0%)	346.4 (0.5%)
	市街化区域等 (全域(3,529haに占める割合))	18.9 (0.5%)	23.6 (0.7%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	11.0 (0.3%)	24.5 (0.7%)	0.2 (0.006%)	0.0 (0.0%)	23.0 (0.7%)	20.1 (0.6%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	63.3 (1.8%)	42.6 (1.2%)	0.3 (0.009%)	0.0 (0.0%)	185.8 (5.3%)	556.5 (15.8%)	59.7 (1.7%)	15.1 (0.4%)
	居住誘導区域 (全域(2,444haに占める割合))	18.3 (0.7%)	23.6 (1.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	9.9 (0.4%)	24.2 (1.0%)	0.2 (0.008%)	0.0 (0.0%)	21.8 (0.9%)	16.6 (0.7%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)	60.0 (2.5%)	40.0 (1.6%)	0.3 (0.01%)	0.0 (0.0%)	154.9 (6.3%)	478.4 (19.6%)	57.0 (2.3%)	10.5 (0.4%)

図 洪水（降雨規模毎に洪水により想定される浸水状況）

（３）洪水（家屋倒壊等氾濫想定区域）

家屋倒壊等氾濫想定区域は、洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲を示すもので、洪水時における避難行動等の判断をする際に有効な資料となるものです。

区域としては、河岸浸食と氾濫流の２分類に区分されています。

表 洪水（家屋倒壊等氾濫想定区域）について

現象	区域説明	イメージ図
河岸浸食	○洪水により、家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸浸食が発生するおそれのある区域 ○過去の洪水規模別に発生した河岸浸食幅より、木造・非木造の家屋の倒壊等をもたらすような洪水時の河岸浸食幅を河岸高（堤内地盤高と平均川床高の差）や川幅から設定する区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）
氾濫流	○洪水浸水深と流速から、木造家屋の倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域（補足として、頑強な高層のビルがある場合は、倒壊等のおそれが低いため、だちに立退き避難が必要との判断にはならない場合もある。）	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

※家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定最大規模降雨のみで指定されています。

市全域における家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）の指定状況と人口分布を重ね合わせ、災害リスクの確認を行います。

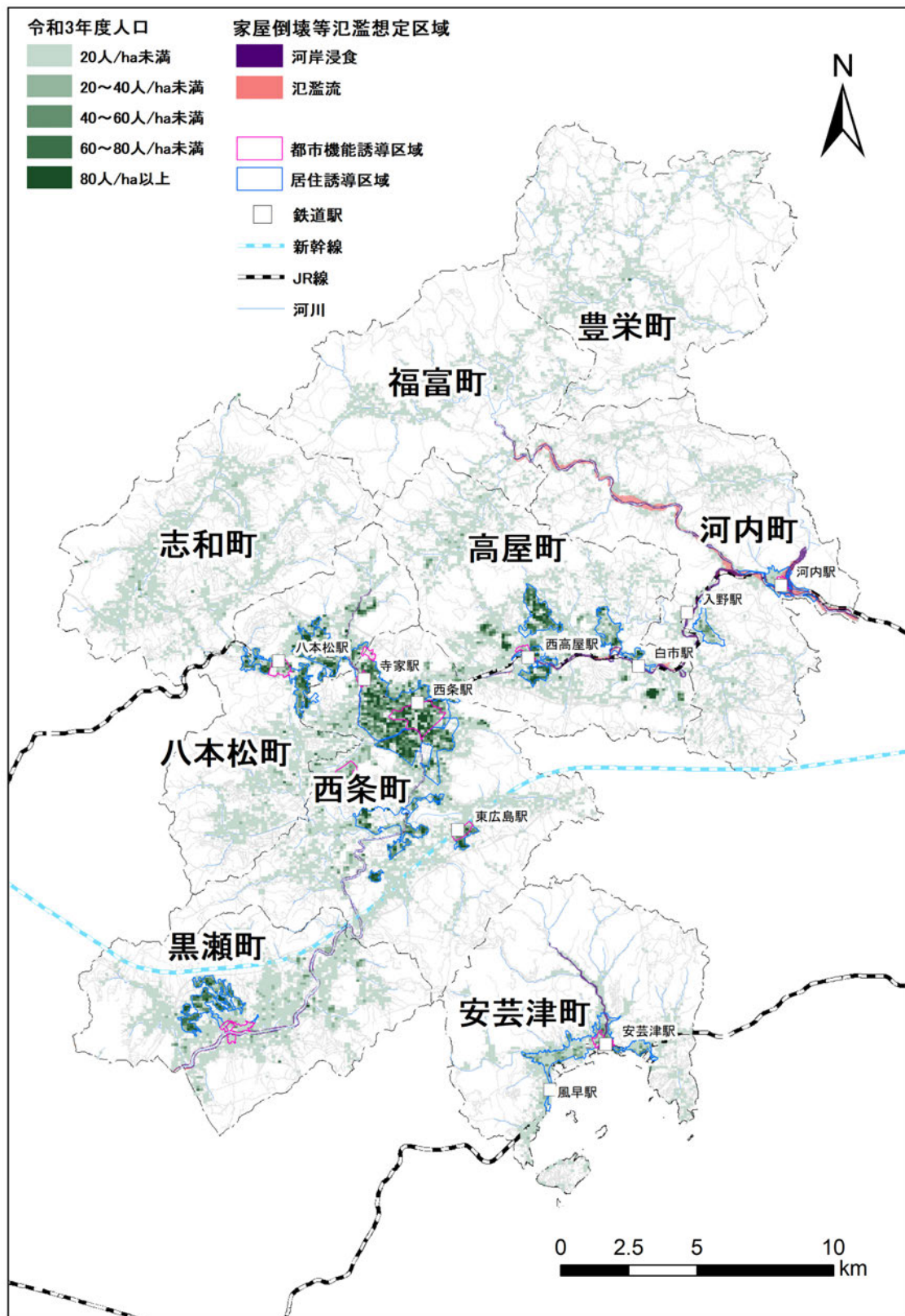
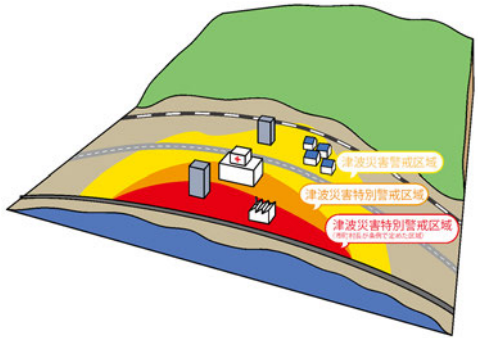


図 家屋倒壊等氾濫想定区域×令和3年度人口

(4) 津波（津波災害警戒区域等）

津波災害警戒区域等は、津波想定を踏まえ、津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域、津波災害特別警戒区域のうち市町村が条例で定めた区域の3分類に区分されています。

表 津波（津波災害警戒区域等）について

現象	区域説明	イメージ図
津波	【津波災害警戒区域】 ○危険度・安全度を津波想定区域や津波防災地域づくりに関する法律に規定する基準水位により住民等に「知らせ」、津波が発生した際に住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域（避難施設、避難路、津波避難訓練等の警戒避難体制の整備を促進する区域） 【津波災害特別警戒区域】 ○津波浸水想定区域を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には、建築物が損壊等により住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域 ○一定の社会福祉施設、学校施設、医療施設等の建築・開発行為を規制すべき区域 【津波災害特別警戒区域のうち市町村長が条例で定めた区域】 ○市町村条例で定めた区域について住宅等の建築・開発行為を規制する区域	 津波災害警戒区域 津波被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域 ・津波避難体制の整備（避難施設・避難路、津波避難訓練、情報伝達等） ・市町村による津波ハザードマップの作成・周知 等 津波災害特別警戒区域 一定の社会福祉施設、学校、医療施設の建築・開発行為を規制すべき区域  津波 ① 病室等の居室の床面の高さが津波の水深以上 ② 病院等の建築を予定した盛土等の開発行為の規制 津波災害特別警戒区域のうち市町村長が条例で定めた区域 市町村条例で定めた区域について住宅等の建築・開発行為に規制を追加した区域  ✗ 住宅等の居室等の全部が津波の水深以下 ○ 住宅等の居室等の全部が津波の水深以上

※現時点では、広島県において津波災害特別警戒区域の指定はありません。

市全域における津波災害警戒区域等の指定状況と人口分布を重ね合わせ、災害リスクの確認を行います。

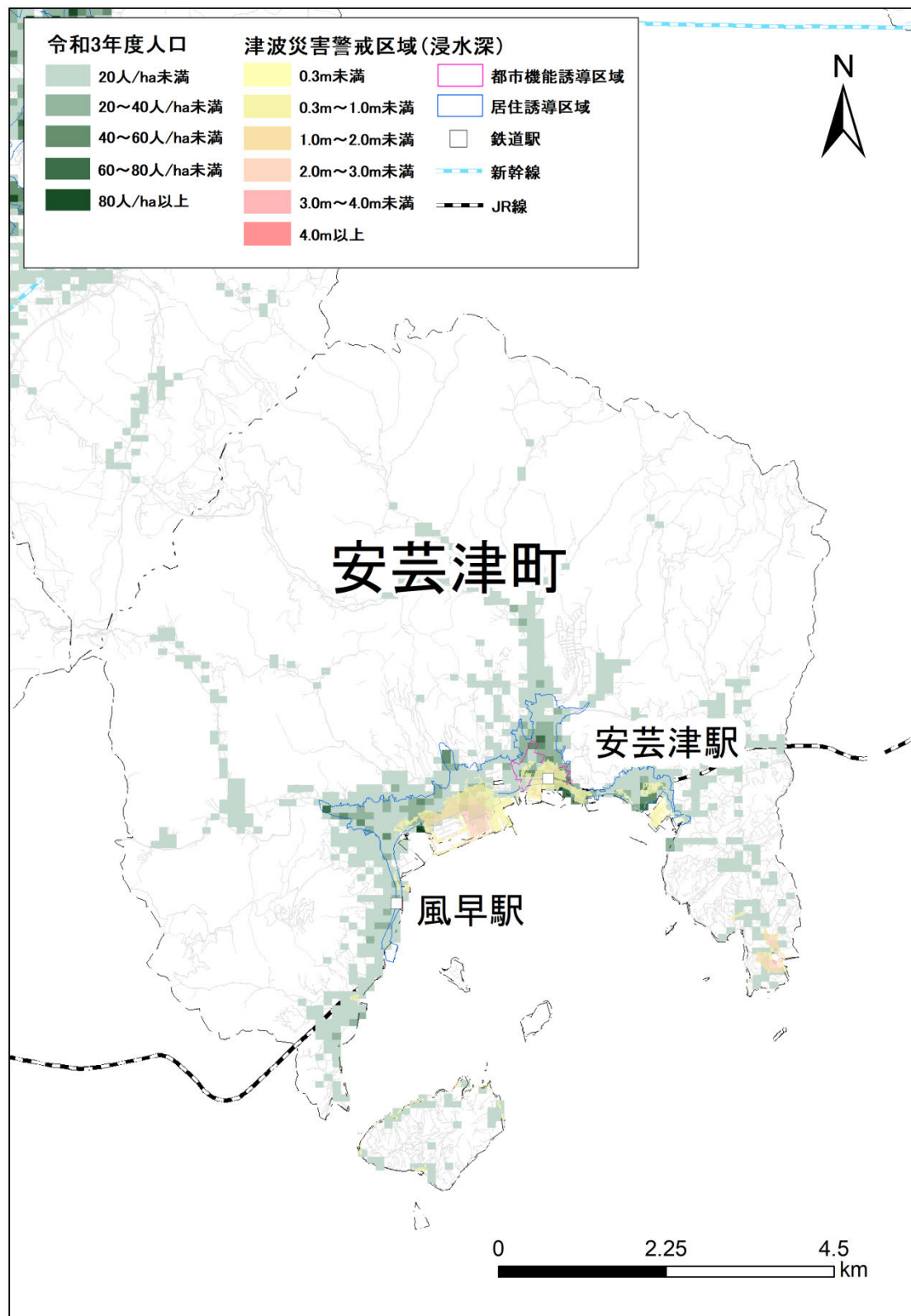


図 津波災害警戒区域×令和3年度人口

（５）高潮（高潮浸水想定区域）

高潮浸水想定区域は、これまでの被災実績等を踏まえ、浸水想定区域（30年確率）、浸水想定区域（想定最大規模）の2分類に区分されています。なお、想定最大規模については、表中の検討項目（想定最大規模）から複数の経路を設定し、想定し得る最大の事態を想定しています。

表 高潮（高潮浸水想定区域）について

現象	区域説明	イメージ図
高潮	【浸水想定区域（30年確率）】 ○過去の観測実績により選定した波浪（30年間に1回起こり得る最大風速で発生した波浪規模）が既往最高潮位（観測上最も高い潮位）と重なった場合を想定した区域 【浸水想定区域（想定最大規模）】 ○想定し得る最大規模の高潮の影響により、氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（広島県では、以下の項目から想定最大規模の高潮について検討）	
	「検討項目（想定最大規模）」 ◇想定する台風の中心気圧が我が国既往最大規模（910hPa：室戸台風規模）で一定（上陸しても勢力を維持し続ける） ◇想定する台風の大きさ・移動速度が75km（最大旋衝風速半径：伊勢湾台風規模）・73km/h（移動速度：伊勢湾台風規模）で設定 ◇潮位偏差が最大となる台風経路を設定 ◇大潮かつ満潮時に台風が襲来した場合を想定 ◇高潮と同時に河川の洪水を考慮 ◇全ての防潮堤・堤防・護岸等や水門・陸閘等は、設計条件を超えた段階で破壊	

市全域における高潮浸水想定区域（最大規模）の指定状況と人口分布を重ね合わせ、災害リスクの確認を行います。

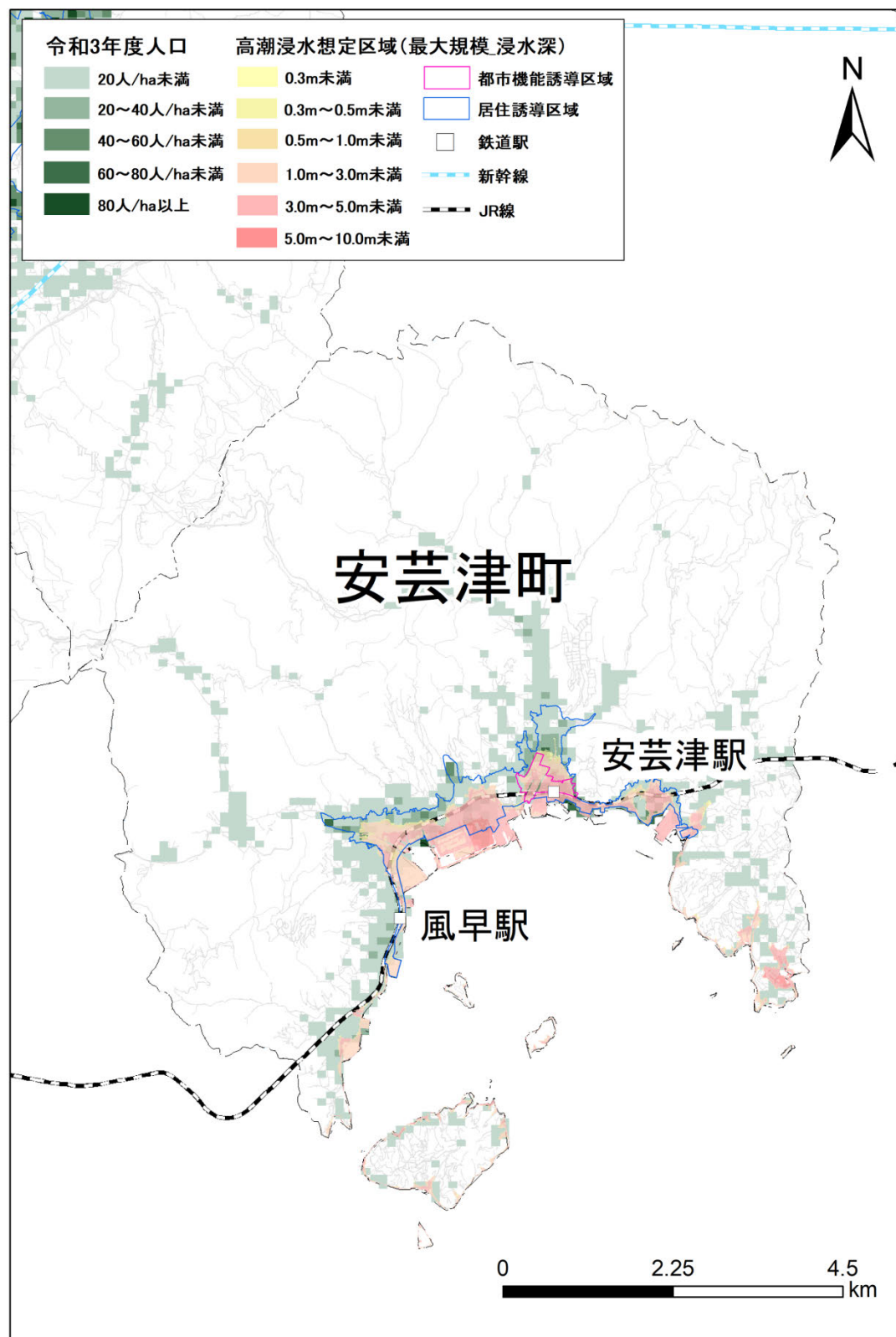


図 高潮浸水想定区域×令和3年度人口

(6) 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地は、主に谷埋め型盛土、腹付け型盛土の2分類に区分されています。

広島県では、平成29年度から令和元年度において、市町村ごとに大規模造成地の有無を把握と安全性の確認調査を実施し、その結果から、本市では、大規模に盛土造成された土地の概ねの位置と規模を示しています。

表 大規模盛土造成地について

宅地 開発	区域説明	イメージ図
造成地	【大規模盛土造成地】 ○盛土の面積が 3,000 m²以上 ○盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上かつ、盛土の高さが 5m 以上	谷埋め型大規模盛土造成地で発生する滑動崩落のイメージ 谷埋め型大規模盛土造成地 崩落前 崩落後 腹付け型大規模盛土造成地で発生する滑動崩落のイメージ 腹付け型大規模盛土造成地 崩落前 崩落後
	「滑動崩落について」 【谷埋め型大規模盛土造成地】 ○谷を埋めて宅地用の平坦面を確保した谷埋め型大規模盛土造成地において、主として地震時に、宅地造成前の谷底付近や盛土内部を滑り面として大規模盛土造成地全体、または大部分が斜面下部方向へ移動する造成地 【腹付け型大規模盛土造成地】 ○傾斜地盤上などにおいて、高い盛土を行った腹付け型大規模盛土造成地において、主として地震時に大規模盛土造成地全体、または大部分が斜面下部方向へ移動する造成地	

市全域の大規模造成地の指定状況と人口分布を重ね合わせ、災害リスクの確認を行います。

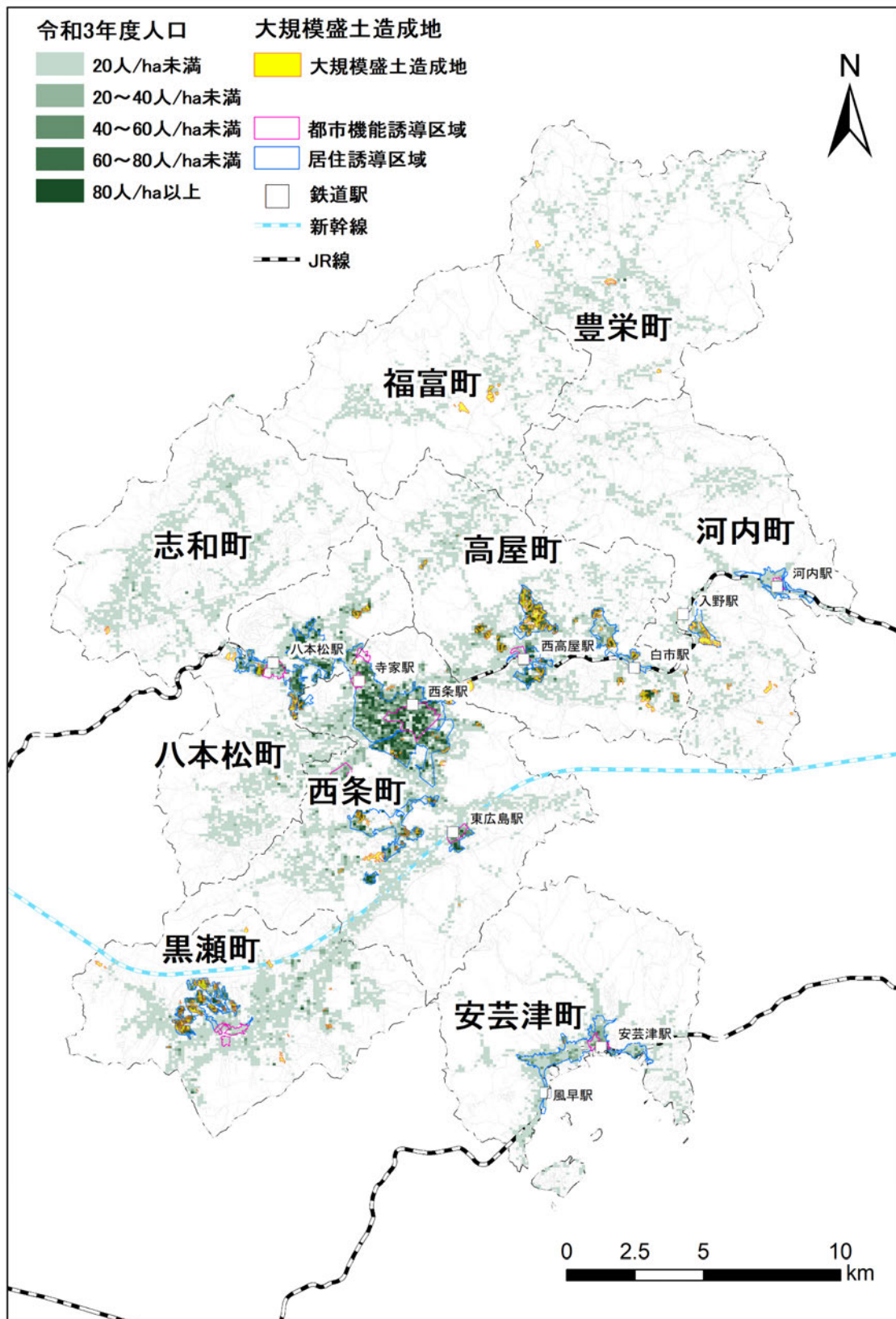


図 大規模盛土造成地×令和3年度人口

4 市全域の防災上の課題

3 マクロ分析（市全域）を踏まえ、本市全域における防災上の課題を以下のとおりに整理します。

表 防災上の課題の整理

種別	防災上の課題
土砂	・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が市全域に分布するとともに、その区域では、人口の分布もみられるため、適切な砂防施設の整備等によるハード面での対策とハザードマップの随時更新やその周知啓発活動等によるソフト面での対策の両面で取組むことが必要です。 ・土砂災害警戒区域等の周辺も含め、災害履歴等を考慮し、がけくずれ（急傾斜地崩壊）等の危険性が高い場所での開発行為が、災害リスクを高めることに留意しておくことが必要です。
洪水	・降雨規模が高頻度（10年に1回程度）の場合においても、浸水が想定される区域があるため、緊急性が高い場所については、迅速な浸水対策を推進し、洪水に対応できる都市構造を形成していくことが必要です。 ・降雨規模が想定最大規模（1000年に1回程度）の場合、市街化区域等（用途地域の指定区域）の約21%で浸水深が3m未満になると想定されています。また、その他の区域においても、浸水想定区域に指定されている区域があるため、災害リスクを低減させる取組みをしていくことが必要です。 ・沼田川、入野川等では、家屋等倒壊氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）に指定されています。特に、河内町では、広範囲で倒壊等の危険性が高いため、災害リスクを低減する取組みが必要です。
津波	・安芸津町の沿岸部では、津波災害警戒区域に指定されるとともに、比較的地盤高の低いエリアに人口分布がみられます。津波から身を守るためには、日頃からの災害に対する備えが重要です。そのため、市民1人1人が速やかに避難行動をとれる体制づくりを推進するために、避難訓練を実施する等のソフト面での対策を進め、災害リスクの低減に取り組むことが必要です。
高潮	・安芸津町の沿岸部では、高潮浸水想定区域に指定されるとともに、比較的地盤高の低いエリアに人口分布がみられます。高潮の要因は台風によるものであり、津波とは異なり、事前に把握することが可能です。そのため避難訓練を実施する等のソフト面での対策を進めるとともに、想定される被害の規模や費用対効果の高いエリアから優先的に海岸保全施設等のハード面での対策を進め、災害リスクの低減に取り組むことが必要です。
その他	・志和町を除く市街化区域等では、大規模盛土造成地の分布がみられます。特に、高屋町と黒潮町の市街化区域等では、広範囲の分布がみられます。そのため、大規模盛土造成地に対して、必要に応じて変動予測調査を実施し、変状等の調査結果から優先度を定め、滑動崩壊防止対策を進めていくことが必要です。

5 ミクロ分析（地域）

ミクロ分析では、各災害ハザード情報と更に詳細な（住宅の分布、避難所や医療・福祉等の生活利便施設の配置等の現状など）各種の都市の情報を重ね合わせることで、人的被害や社会・経済被害等の観点から居住誘導区域を含む地域ごとに災害リスクの見える化を行います。

本市では、地域区分図で示す7地域についてのミクロ分析を行います。

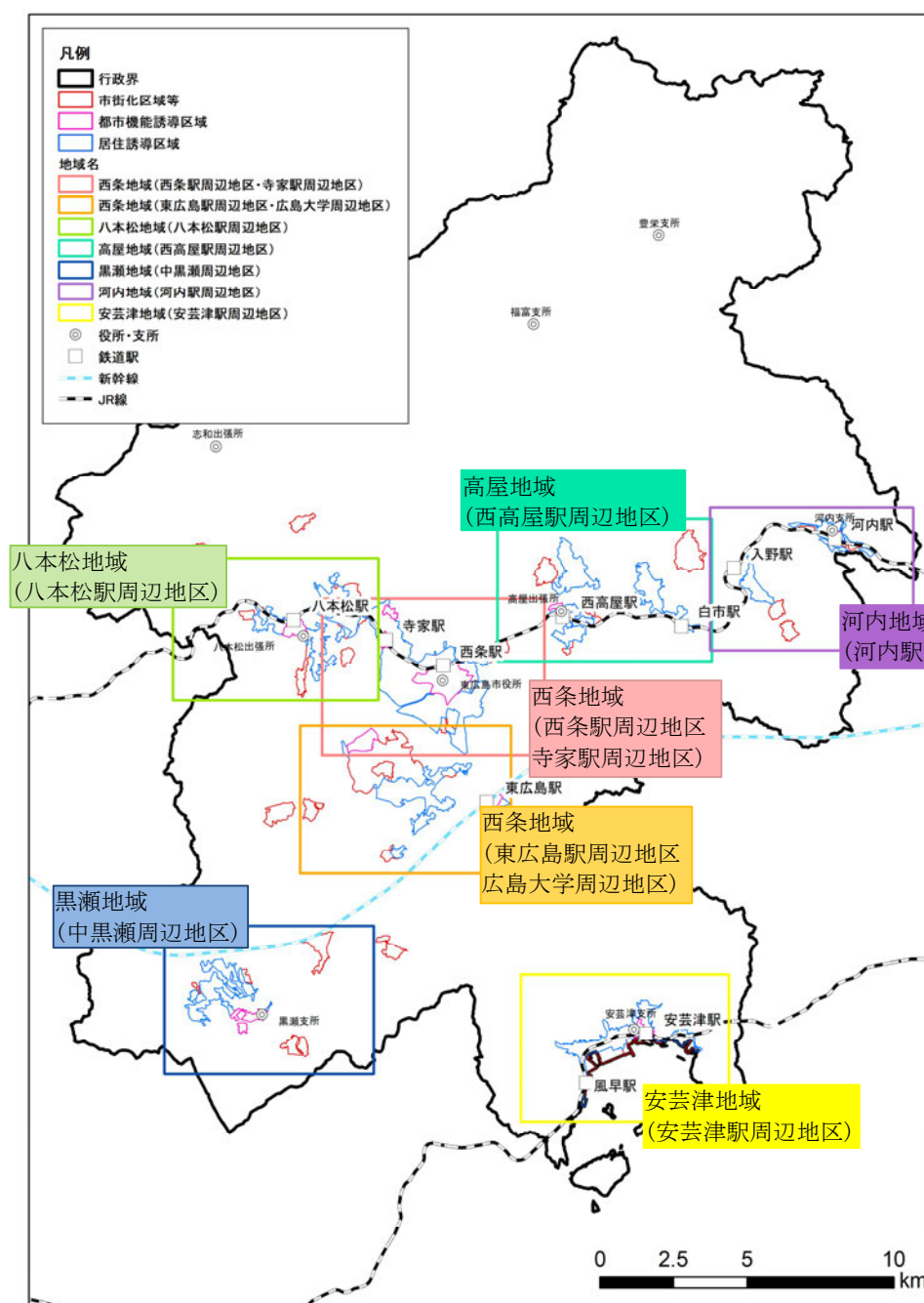


図 地域区分図

(1) 土砂災害

土砂災害におけるミクロ分析では、土砂災害に関する災害ハザード情報と住居系建物等の情報を重ね合わせて分析を行います。また、課題を抽出する際は、分析の視点に沿って検討します。

表 分析の視点（土砂災害）

災害ハザード情報		重ね合わせる情報	分析の視点	地域名
種別	項目			
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊 土石流地すべり	住居系建物	●家屋倒壊の危険性はないか ●土地利用規制を行う区域はないか	◇西条地域 (西条駅周辺地区、寺家駅周辺地区)
		都市機能（医療・福祉）および避難所	●施設の機能が継続利用できるか ●避難所までの距離があり、避難までに時間を要するのか	◇西条地域 (東広島駅周辺地区、広島大学周辺地区)
		急傾斜地崩壊危険区域および道路	●幹線道路の寸断はないか	◇八本松地域 (八本松駅周辺地区)
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊 土石流地すべり	住居系建物	●家屋倒壊の危険性はないか ●警戒避難体制を整えるべきか	◇高屋地域 (西高屋駅周辺地区)
		都市機能（医療・福祉）および避難所	●施設の機能が継続利用できるか ●避難所までの距離があり、避難までに時間を要するのか	◇黒瀬地域 (中黒瀬周辺地区)
				◇河内地域 (河内駅周辺地区)
				◇安芸津地域 (安芸津駅周辺地区)

(2) 水害

水害におけるミクロ分析では、水害に関する災害ハザード情報と住居系建物等の情報を重ね合わせて分析を行います。また、課題を抽出する際は、分析の視点に沿って検討します。

表 分析の視点（水害）

災害ハザード情報		重ね合わせる情報	分析の視点	地域名
種別	項目			
洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	浸水深	住居系建物	●建物浸水はないのか ●広範囲で浸水する可能性があるのか	◇西条地域 (西条駅周辺地区、 寺家駅周辺地区)
		建物階数	●垂直避難で対応できるか	◇西条地域 (東広島駅周辺地区、 広島大学周辺地区)
		都市機能、避難所 および道路	●避難所までの距離があり、 避難までに時間を要するのか	◇八本松地域 (八本松駅周辺地区)
		都市機能（医療・福祉） および避難所	●施設の機能が継続利用できるか ●避難所までの距離があり、 避難までに時間を要するのか	◇高屋地域 (西高屋駅周辺地区) ◇黒瀬地域 (中黒瀬周辺地区)
洪水浸水想定区域 (計画規模)	浸水深	災害履歴	●将来的に浸水災害の発生 頻度が高い範囲はないか ●広範囲で浸水する可能性 があるのか	◇河内地域 (河内駅周辺地区) ◇安芸津地域 (安芸津駅周辺地区)
家屋倒壊等氾濫 想定区域	氾濫流および 河岸浸食	住居系建物および 避難所	●家屋倒壊の危険性はない か	◇安芸津地域 (安芸津駅周辺地区)
		都市機能（医療・福祉）、 避難所、アンダーパス（冠水 危険箇所）および 標高	●施設の機能が継続利用できるか ●避難所までの距離があり、 避難までに時間を要するのか	
津波災害 警戒区域	浸水深	住居系建物	●広範囲で浸水する可能性 があるのか	◇安芸津地域 (安芸津駅周辺地区)
	浸水深 (3m以上)	3階以上の建物（鉄筋コン クリート造）および避難所	●垂直避難で対応できるか	
高潮浸水想定区域 (想定最大規模)	浸水深	住居系建物	●広範囲で浸水する可能性 があるのか	◇安芸津地域 (安芸津駅周辺地区)
	浸水深 (3m以上)	建物階数	●垂直避難で対応できるか	
	浸水深	都市機能（医療・福祉）、 避難所およびアンダーパス (冠水危険箇所)	●施設の機能が継続利用できるか ●避難所までの距離があり、 避難までに時間を要するのか	

(3) 複合災害

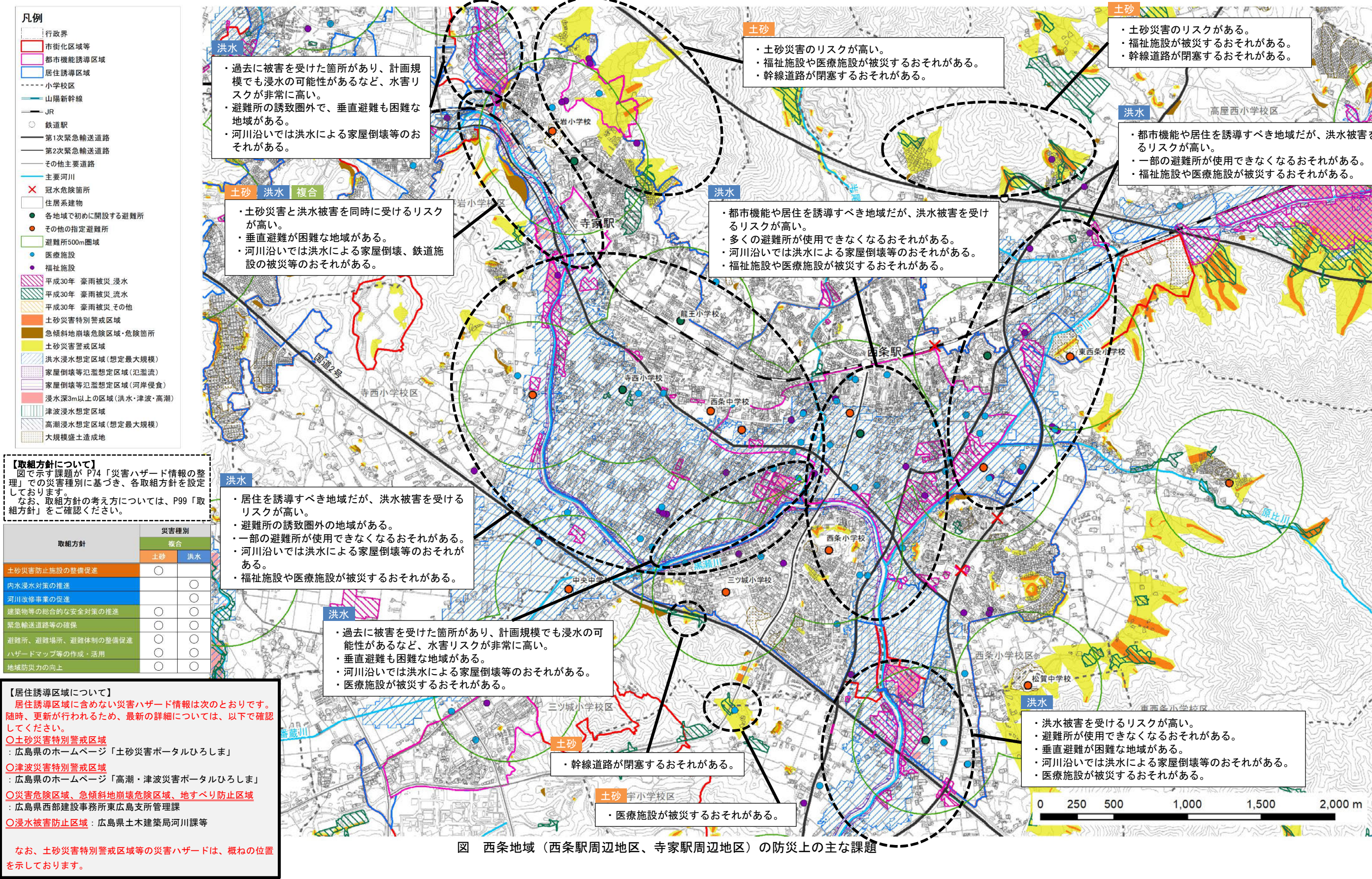
複合災害におけるミクロ分析では、複数の災害ハザード情報と住居系建物等の情報を重ね合わせて分析を行います。また、課題を抽出する際は、分析の視点に沿って検討します。

表 分析の視点（複合）

災害ハザード情報		重ね合わせる情報	分析の視点	地域名
種別	項目			
洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	浸水深	土砂災害特別警戒区域・警戒区域および住居系建物	●複合災害の恐れがないか ●建物浸水および建物倒壊の危険性はないか ●幹線道路の寸断はないか	◇西条地域 (西条駅周辺地区、寺家駅周辺地区) ◇西条地域 (東広島駅周辺地区、広島大学周辺地区) ◇八本松地域 (八本松駅周辺地区) ◇高屋地域 (西高屋駅周辺地区) ◇黒瀬地域 (中黒瀬周辺地区) ◇河内地域 (河内駅周辺地区) ◇安芸津地域 (安芸津駅周辺地区)
	浸水深	高潮浸水想定区域(浸水深)および住居系建物	●複合災害の恐れがないか ●広範囲で浸水する可能性があるのか	◇安芸津地域 (安芸津駅周辺地区)

6 地域ごとの防災上の課題

(1) 西条地域（西条駅周辺地区、寺家駅周辺地区）



(2) 西条地域（東広島駅周辺地区、広島大学周辺地区）

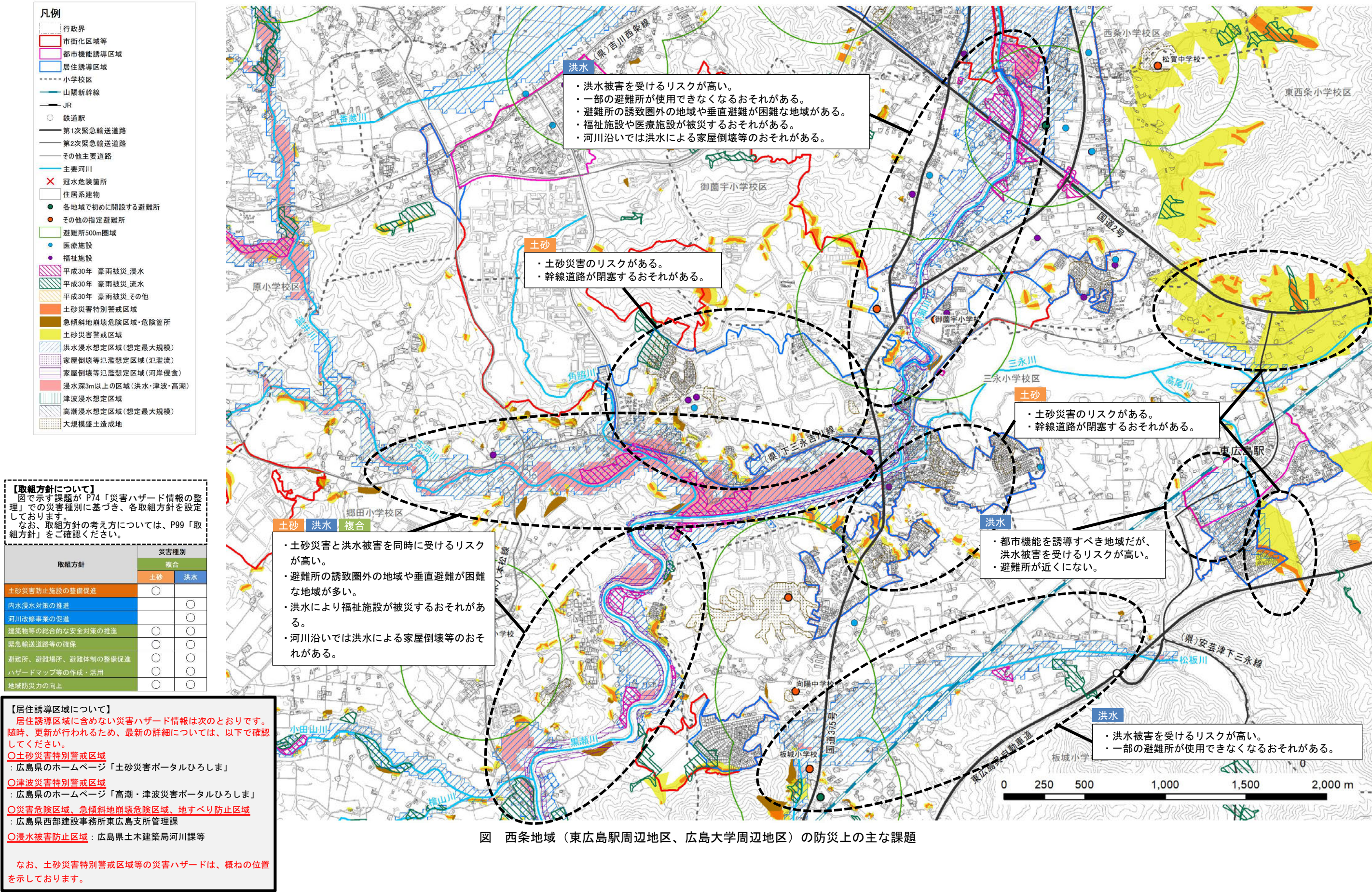


図 西条地域（東広島駅周辺地区、広島大学周辺地区）の防災上の主な課題

(3) 八本松地域（八本松駅周辺地区）

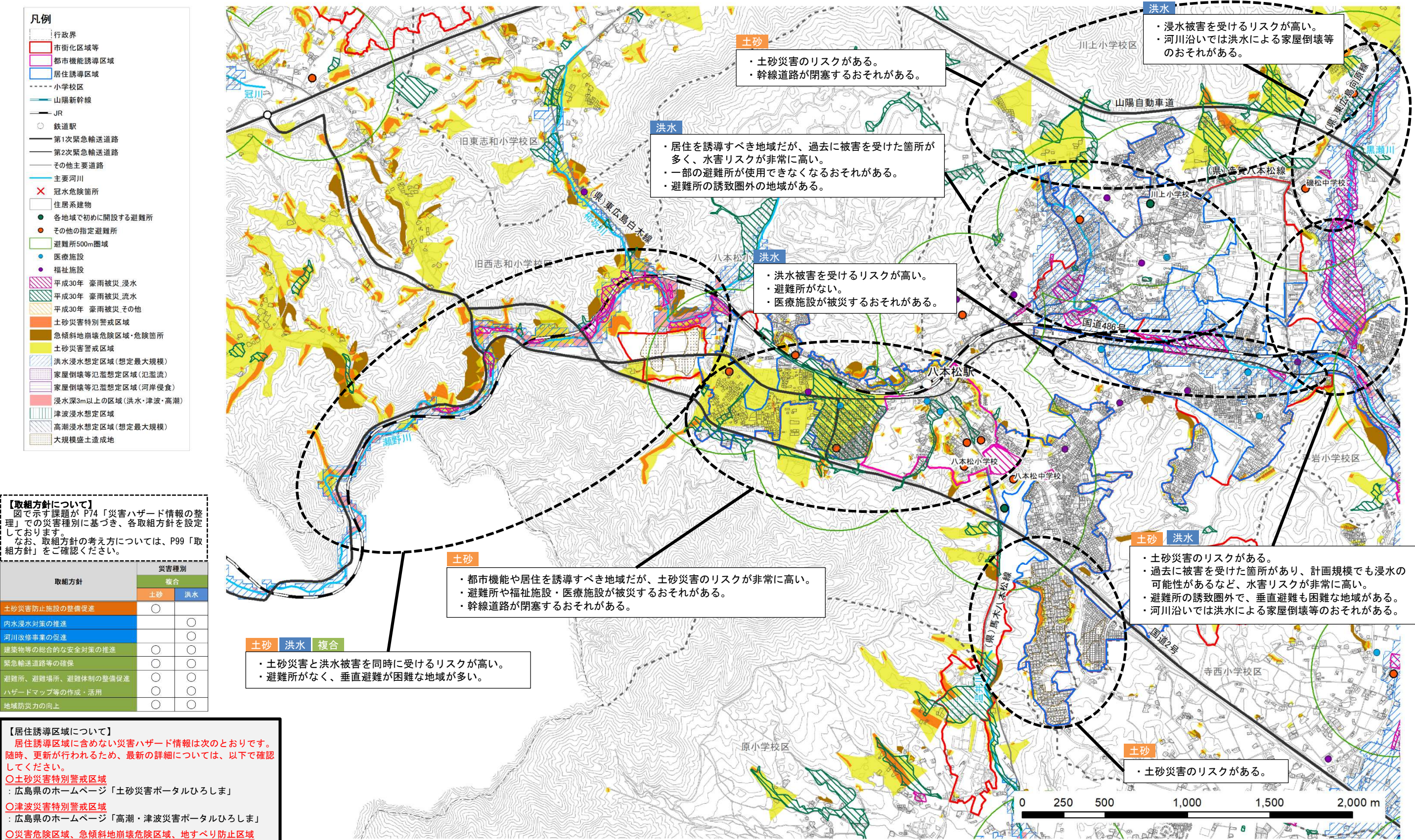


図 八本松地域（八本松駅周辺地区）の防災上の主な課題

(4) 高屋地域（西高屋駅周辺地区）

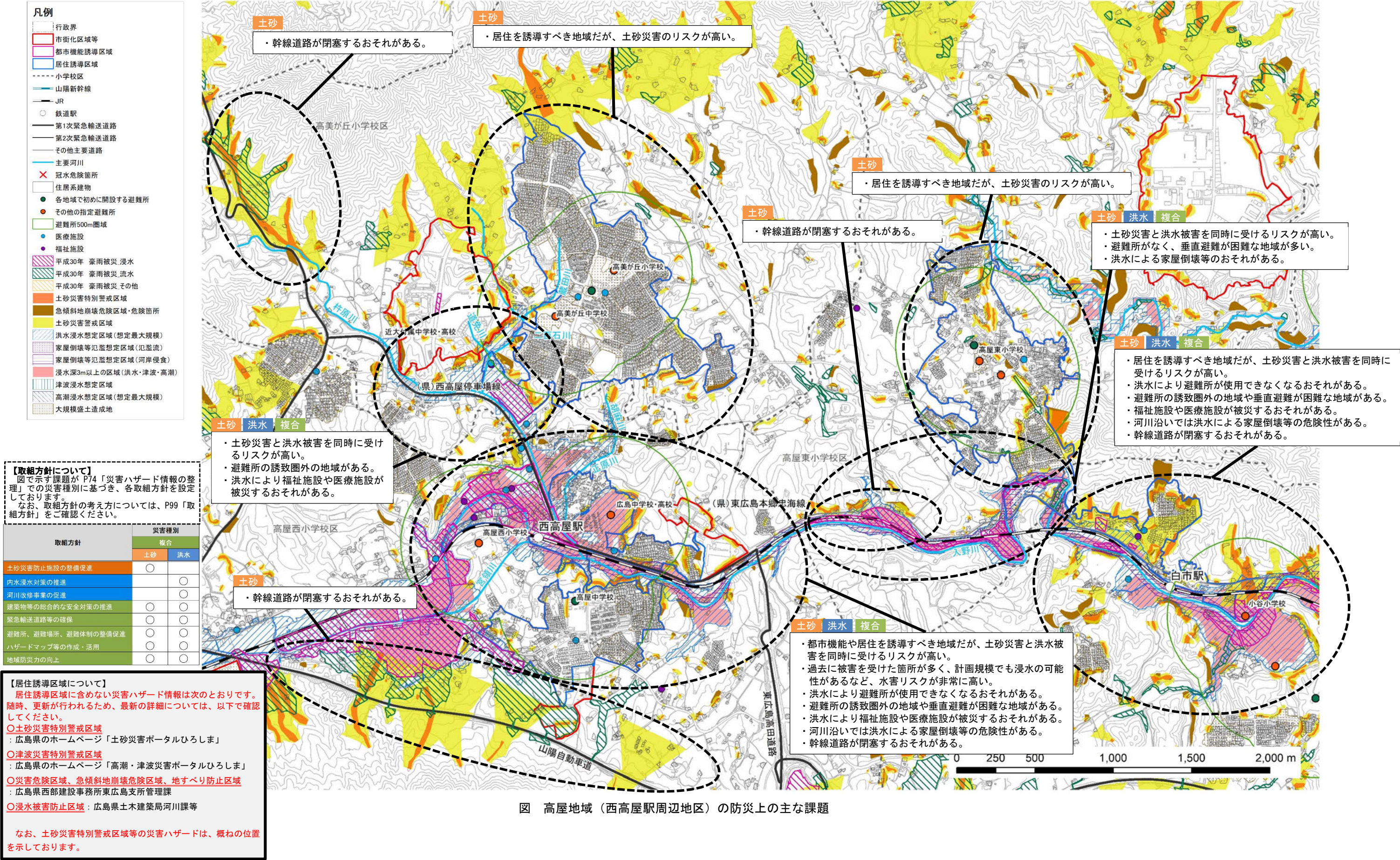


図 高屋地域（西高屋駅周辺地区）の防災上の主な課題

(5) 黒瀬地域（中黒瀬周辺地区）

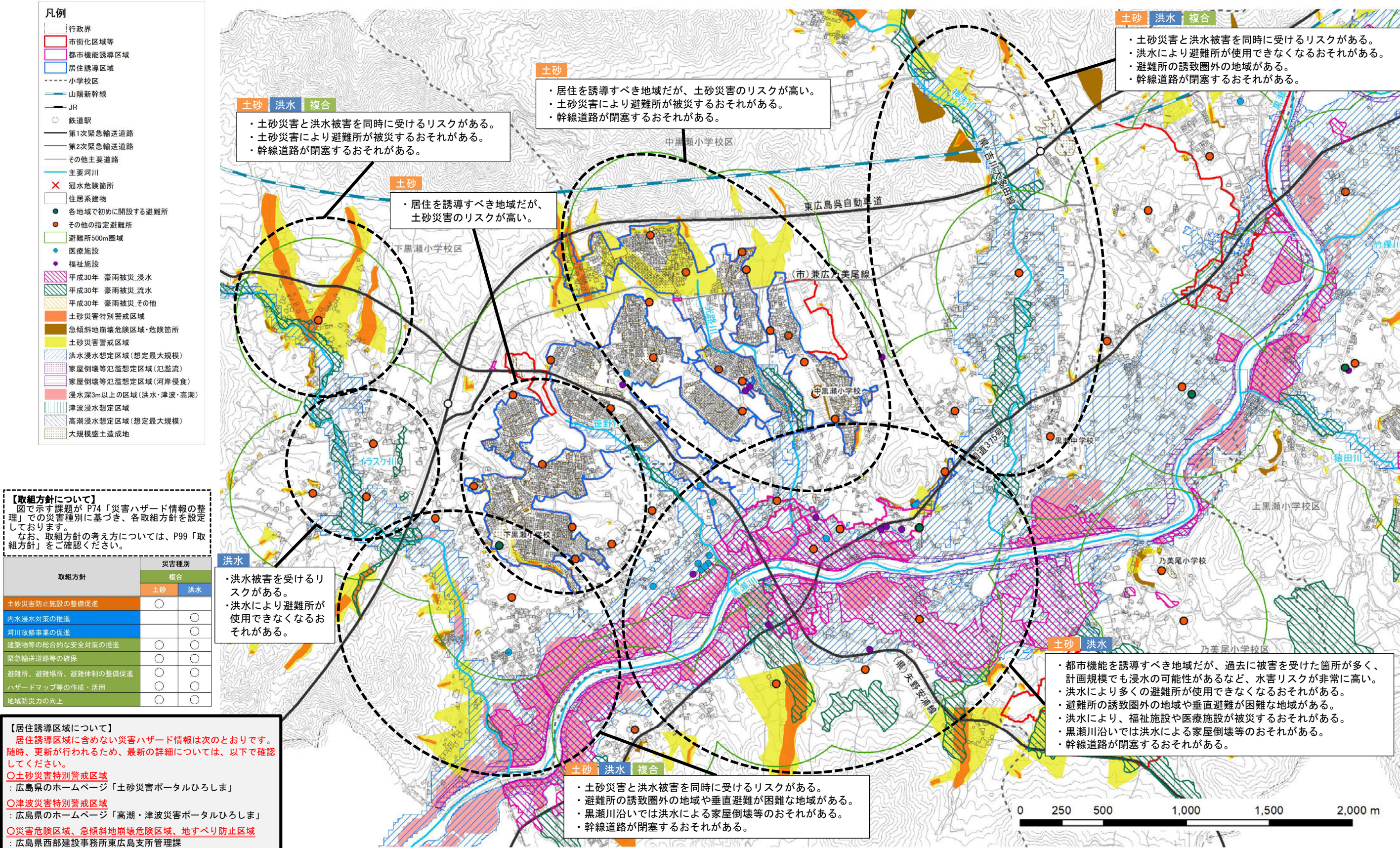
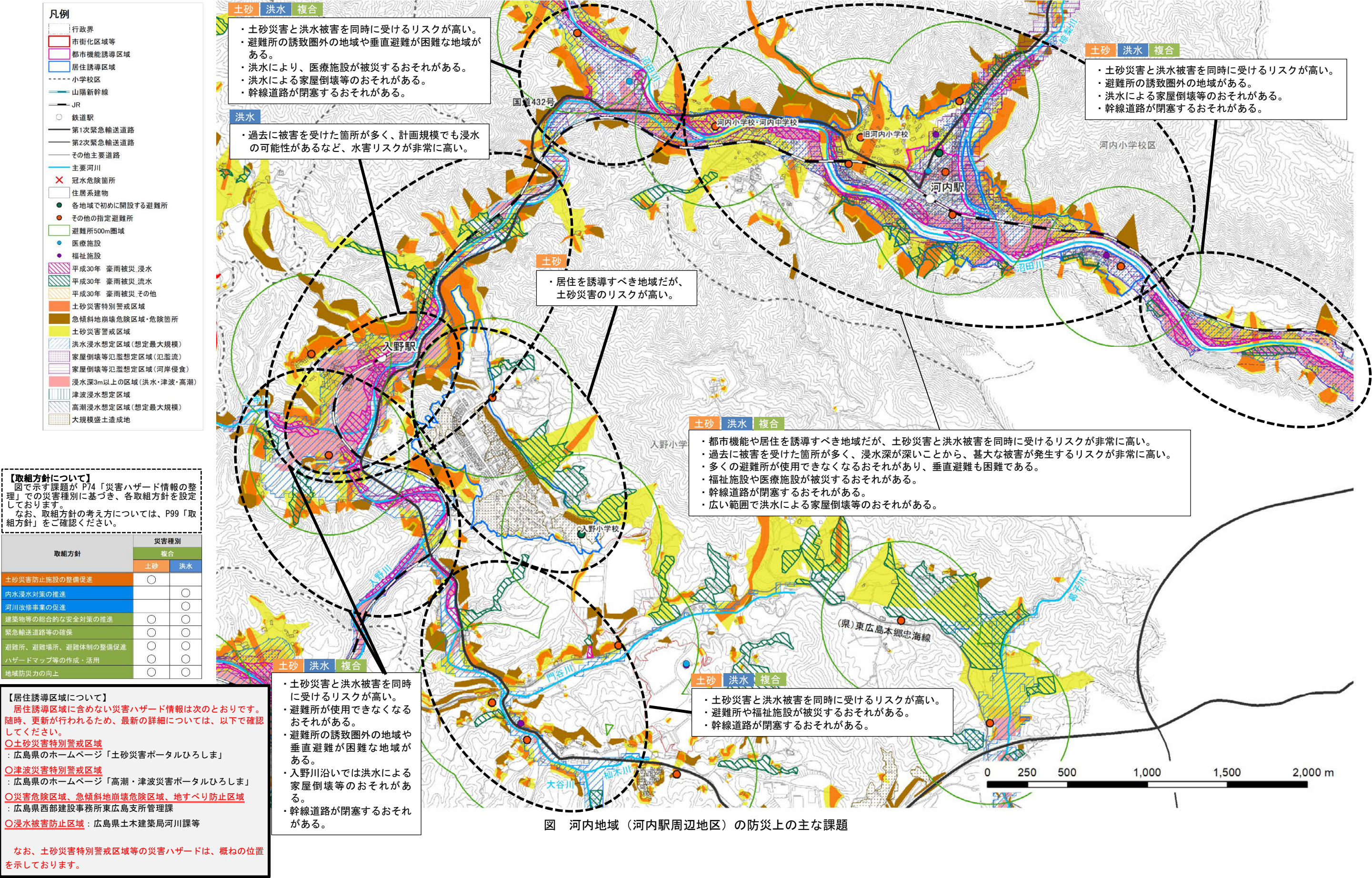


図 黒瀬地域（中黒瀬周辺地区）の防災上の主な課題

(6) 河内地域（河内駅周辺地区）



(7) 安芸津地域（安芸津駅周辺地区）

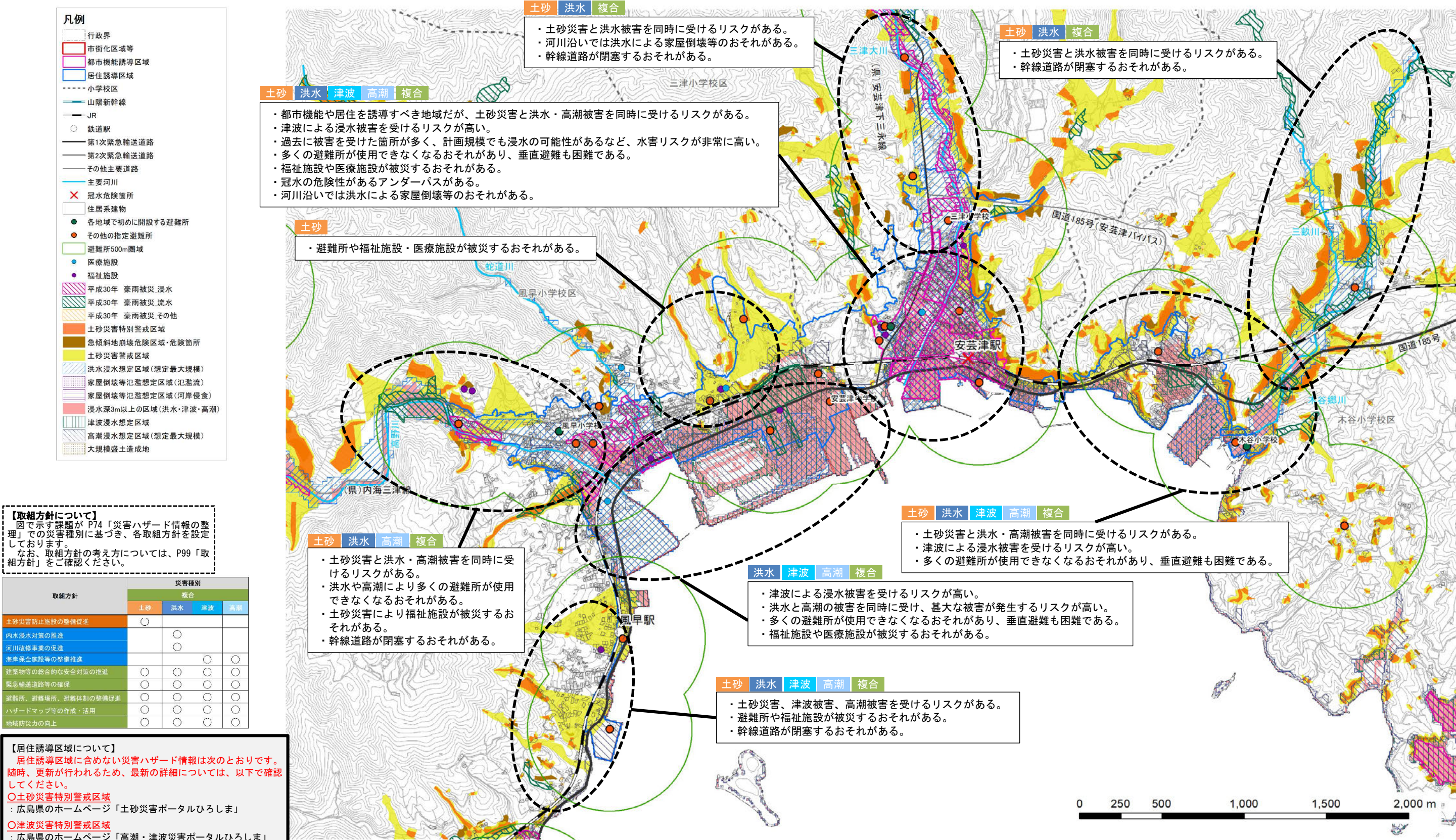


図 安芸津地域（安芸津駅周辺地区）の防災上の主な課題

7 課題を踏まえた将来像と取組方針

(1) 将来像

防災まちづくりを進めていくためには、将来的な都市基盤の整備・機能強化等のハード面と防災意識の高揚等のソフト面の両面から総合的に取組みを展開する必要があります。そして、行政だけでなく、市民や事業者も災害リスクを認識するとともに、情報共有を促進し、都市機能や居住機能を緩やかに誘導していくことが必要です。

本市の災害に強いまちづくりの将来像については、上位計画である総合計画、都市計画マスタープラン等に基づき、以下のとおりに設定します。

あらゆる関係者（行政・市民・事業者等）が共に、誘導区域等の災害リスクを認識・共有し、防災・減災対策の取組みを総合的に展開することで、災害に強い、安全・安心な生活を送ることができるまちづくりを推進する都市

(2) 取組方針

市全域や地域ごとの防災上の主な課題を踏まえるとともに、本市の上位計画である総合計画や都市計画マスタープラン、地域強靱化計画、その他関係計画との整合を図りながら、9つの取組方針を定めます。また、各取組方針がどの災害種別に対応した事柄であるかも併せて示します。

表 取組方針の一覧

取組方針	災害種別				
	複合				
	土砂	水害			その他
		洪水	津波	高潮	
土砂災害防止施設の整備促進	○				
内水浸水対策の推進		○			
河川改修事業の促進		○			
海岸保全施設等の整備推進			○	○	
建築物等の総合的な安全対策の推進	○	○	○	○	○
緊急輸送道路等の確保	○	○	○	○	○
避難所、避難場所、避難体制の整備促進	○	○	○	○	
ハザードマップ等の作成・活用	○	○	○	○	
地域防災力の向上	○	○	○	○	○

8 具体的な取組および取組スケジュール

国土交通省では、立地適正化計画の作成手引きにおいて、災害リスクへの対策として、ハード面とソフト面を総合的に組み合わせ、回避と低減の2種類で対応するという考え方を示しています。

本市では、課題を踏まえた取組方針に基づき、災害リスクの回避・低減に必要なハード面とソフト面で取組事業等を明示します。合わせて、実施主体（行政・事業者・市民等）や実施時期の目標を短期（約5年）・中期（約10年）・長期（約20年）に区分します。

表 取組事業とスケジュール表

リスクの対応	対策	取組方針	取組事業等	説明	実施主体	実施時期の目標		
						短期 (約5年)	中期 (約10年)	長期 (約20年)
回避	ソフト	建築物等の総合的な安全対策の推進	土砂災害特別警戒区域の市街化調整区域への編入検討(逆線引き)	未利用地等に対して、市街化調整区域への編入を検討します。	県/市			▶
			がけ地近接等危険住宅移転事業	危険を及ぼすおそれのある区域に建設されている危険住宅から安全な場所へ移転する場合に補助します。	国/県/市/市民			継続 ▶
			開発許可基準等の見直し	災害リスクが高い箇所の開発を抑制するため、開発許可基準等の見直しを行います。	市		▶	
			届出による誘導区域への立地誘導(立地適正化計画)	届出制度を用いて、緩やかに誘導区域への立地誘導を促します。	市/事業者/市民			継続 ▶
			特定用途誘導地区や地区計画の活用	必要に応じて土地の高度利用や規制の導入を推進します。	市/事業者			継続 ▶
低減	ハード	土砂災害防止施設の整備促進	砂防事業	国・県と連携し、砂防施設及び急傾斜地対策の工事を促進するとともに、市の急傾斜地対策工事を計画的に進めます。	県			継続 ▶
			急傾斜地(がけ地)崩壊対策事業		県/市			継続 ▶
			治山事業	治山施設の工事、点検や不具合箇所の修繕を促進します。	県			継続 ▶
		内水浸水対策の推進、河川改修事業の促進、海岸保全施設等の整備推進	流域治水の促進	河川区域や氾濫域のみならず集水域を含めた流域全体で対策の検討及び対策を行います。	国/県/市/事業者/市民			継続 ▶
			治水対策事業(浸水対策)	県と連携し、内水の放流先河川の整備を促進するとともに、雨水貯留施設の設置等、総合的な内水対策を検討し、計画的に実施していきます。	県/市			継続 ▶
			治水対策事業(河川整備)	災害により被災した河川や要望のあった未整備箇所を計画的に整備していきます。	県/市			継続 ▶
			治水対策事業(高潮対策)	高潮による浸水区域については、被害の規模や費用対効果の高い地区から順に整備を進めます。(安芸津地域)	市			継続 ▶
			農業用ため池等の整備促進	防災重点ため池の位置づけ等、計画的な改修等の整備に努めます。	県/市			継続 ▶
			公共下水道事業(雨水)	浸水対策の重点地区に設定している地区(西条・寺家地区の一部)の雨水管渠の整備を進めます。	市			継続 ▶
			河川維持修繕事業	河川内に堆積した土砂の浚渫については、河道の確保が必要な箇所の浚渫を実施していきます。	県/市			継続 ▶

リスクの対応	対策	取組方針	取組事業等	説明	実施主体	実施時期の目標		
						短期 (約5年)	中期 (約10年)	長期 (約20年)
低減	ハード	建築物等の総合的な安全対策の推進	市街地整備事業（区画整理事業）	土地区画整理事業により、安全・安心で災害に強い市街地の形成を図ります。（八本松地域）	市		▶	
			民間建築物等における防災機能の強化	地震等による災害から生命や財産を守るために、支援制度等の充実に努め、民間建築物等における防災機能の強化を推進します。	市/ 事業者/ 市民	▶		
			宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地）	大規模盛土造成地の変動予測調査を実施し、大規模盛土滑動崩落防止対策を検討していきます。	市	▶		
		緊急輸送道路等の確保	多重型道路ネットワークの整備	高規格道路、街路、市道等の整備を進めることで、災害に強い道路網の形成を図ります。	国/県/市			継続 ▶
			無電柱化の推進	災害時に安全な道路を確保するために、災害リスク等を考慮しながら必要に応じて市中心部の無電柱化を進めていきます。	市			継続 ▶
		避難所、避難場所、避難体制の整備促進	防災拠点機能の強化	道の駅について、災害時に發揮する様々な防災機能（施設、備蓄等）の充実に努めます。	市	▶		
		ハザードマップ等の作成・活用	ハザードマップ看板の設置事業	小学校区ごとに「土砂災害警戒区域等を示した標識」を設置し、地域住民に常日頃から土砂災害のリスクを地域住民等と意識共有を図るよう努めます。	県	▶		
低減	ソフト	内水浸水対策の推進、河川改修事業の促進、海岸保全施設等の整備推進	流域治水の促進（再掲）	河川区域や氾濫域のみならず集水域を含めた流域全体で対策の検討及び対策を行います。	国/県/ 市/事業者/ 市民			継続 ▶
		建築物等の総合的な安全対策の推進	建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない建築物に対して、改修に必要な費用の一部を補助します。（レッド区域のみ）	国/県/市/ 市民			継続 ▶
		避難所、避難場所、避難体制の整備促進	災害時応援協定の強化	災害時における物資の供給に係る協定を民間事業者と締結していることから、災害時に、確実に物資を供給できるよう連携を強化していきます。	市/ 事業者		▶	
		ハザードマップ等の作成・活用	避難確保計画の作成（要配慮者利用施設）	要配慮者利用施設の利用者が円滑かつ迅速な避難の確保を図れるように、避難確保計画作成や訓練実施を促進します。	市/ 事業者	▶		
			防災意識醸成事業（ハザードマップの更新・配布等）	災害リスクを周知するため、出前講座等を活用し、ハザードマップの見方や災害リスクレベルの判断、避難のタイミング等の啓発を行います。	市/ 事業者/ 市民	▶		
			地域防災マップの作成促進	地域の災害リスクの把握と防災意識の醸成のために、地域防災マップを作成する取組の支援を行います。	市/ 市民	▶		
			ひろしまマイ・タイムラインの利用促進	自分自身と取る標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助となるマイ・タイムラインの作成を促進します。	県/市/市民			継続 ▶
		地域防災力の向上	災害に備えた備蓄の充実	県と連携しながら食料や飲料水、生活必需品等の物資を備蓄していきます。	市			継続 ▶
			自主防災活動促進事業	災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できるよう、各地区に地域防災リーダーを育成し、自主防災組織の能力向上を図ります。	市/ 市民	▶		

9 目標値

東広島市立地適正化計画の「防災指針」における取組方針、取組事業等を踏まえ、以下の目標値を設定します。

目標値 1 市街化区域内の土砂災害特別警戒区域の箇所数（逆線引き）

指標	基準値	目標値
市街化区域内の土砂災害特別警戒区域の箇所数 （逆線引きの取組み推進）	491 箇所（R3）	0 箇所（R24）

目標値 2 雨水管渠整備延長（西条、寺家排水区）

指標	基準値	目標値
雨水管渠整備延長（西条、寺家排水区） （公共下水道事業（雨水）の推進）	1,499m（R3）	4,417m（R12）

目標値 3 地域防災リーダー2名がいる自主防災組織数

指標	基準値	目標値
地域防災リーダー2名がいる自主防災組織数 （自主防災活動促進事業の推進）	19 地区（R3）	48 地区（R7）

